

第190回

定時株主総会 招集ご通知

平成23年4月1日～平成24年3月31日

日時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時

場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
（末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。）

議決権行使期限

平成24年6月25日（月曜日）午後5時まで

Contents

■ 第190回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

■ 事業報告 …… 3

■ 連結計算書類等 …… 33

■ 監査報告書 …… 39

■ 株主総会参考書類 …… 43

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

 古河電気工業株式会社

証券コード：5801

株主各位

(証券コード 5801)

平成24年6月4日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

取締役社長 柴田 光義

第190回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第190回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
(末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。)

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項	第1号	第190期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
	第2号	第190期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案	資本準備金の額の減少の件
	第2号議案	取締役11名選任の件
	第3号議案	監査役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 本総会当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによりまして、議決権を行使いただくことができます。インターネットによる議決権行使につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- (2) 上記(1)による議決権の行使に際しましては、平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第34条に基づき、当社ホームページに掲載をさせていただいております。
- (2) 株主総会参考書類等に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ <http://www.furukawa.co.jp>

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期の世界経済は、米国においては雇用や個人消費などの面で徐々に改善の兆しがみられるなど緩やかな回復をみせていますが、欧州債務危機の影響に加え、近年景気の牽引役を果たしてきたアジア・中南米などの新興国も欧州等の景気低迷の影響を受け成長が鈍化するなど、先行き不透明な環境が続きました。日本経済においては、東日本大震災の影響による景気落ち込みから持ち直しの動きが一部みられたものの、世界景気の減速や長期間にわたる円高、さらにタイで発生した大洪水などの影響により、引き続き厳しい環境が続きました。

このような環境の下、当社グループにおきましては、当期は中期経営計画「ニューフロンティア2012」の二年目として、リチウムイオン電池用銅箔などの設備増強、MCPET(超微細発泡シート)の用途拡大のほか、米国スーパーパワー社の買収により第2世代高温超電導について線材から機器までをトータルに供給できる世界で唯一の企業グループとなるなど、引き続き同計画で掲げた施策を着実に実行し、変化の激しい環境にも耐えうる強い経営基盤の構築、そして新市場・新事業での成長に向け、グループをあげて取り組んでまいりました。また、東日本大震災後に生じた電力不足に対しては、各部門横断のプロジェクトチームを軸に、各事業所の休日変更や水力発電の活用など様々な節電対応を行ってまいりました。一方、当社グループにおける競争法違反問題の対応として再発防止策を継続的に実行し、二度と同様の問題が生じないようにすることは勿論、その他のコンプライアンス全般についても当社グループ全体に定着させる活動を行ってまいりました。このほか、当社は本年3月、持分法適用の関連会社であった東京特殊電線株式会社の普通株式による第三者割当増資を引き受け、同社を連結子会社としました。これによって、これまで同社が培ってきたエレクトロニ

クス分野における高いブランド力・技術力が当社グループの関連事業を充実させることにつながると考えております。

当期の業績につきましては、海外における光ファイバケーブルや電力ケーブルの売上が堅調に推移し、またワイヤーハーネスなどの自動車用部品の需要も下期にかけて回復に向かった半面、円高の影響や東日本大震災後の国内需要の低迷、さらにタイ大洪水による現地の子会社や顧客の生産停止などの影響もあり、連結売上高は9,188億円(前期比0.8%減)と減収となりました。また、海外売上高は3,278億円(前期比6.6%増)となりました。損益面につきましては、国内需要の低迷と売値の低下の影響が大きく、コストダウン努力もこれをカバーするまでには至らず、連結営業利益は159億円(前期比54.6%減)、連結経常利益は129億円(前期比59.0%減)とそれぞれ減益となりました。加えて米国反トラスト法違反罰課金や固定資産処分損などによる特別損失272億円が発生し、保有不動産の売却や投資有価証券の売却などによる特別利益162億円はあったものの、法人税制改正に伴う繰延税金資産の取崩しなどにより法人税等調整額59億円の減益要因などもあったことから、最終損益では連結当期純損失111億円(前期比233億円悪化)と多額の損失を計上することとなりました。

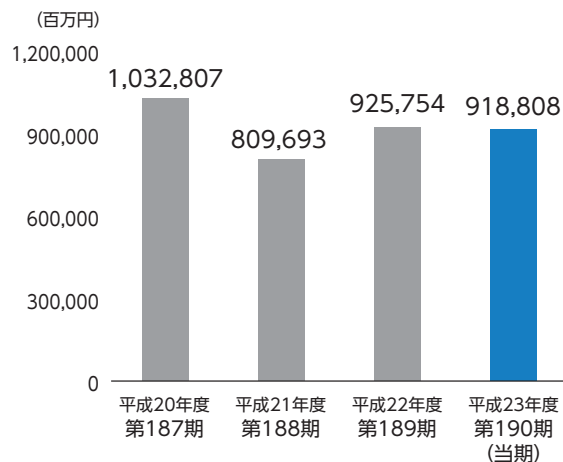
また、単独の業績につきましては、売上高は4,037億円(前期比3.4%減)、営業損失は65億円(前期比44億円悪化)、経常利益は49億円(前期比93億円悪化)、当期純損失は94億円(前期比193億円悪化)となりました。

以上の業績と現在の当社の財務状況に鑑み、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当期の期末配当につきましては、見送らせていただきたいと思います。

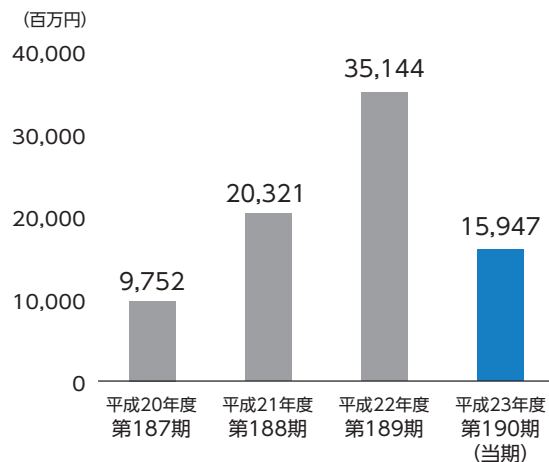
ご参考

連結売上高、連結営業利益、連結経常利益および連結当期純利益の推移

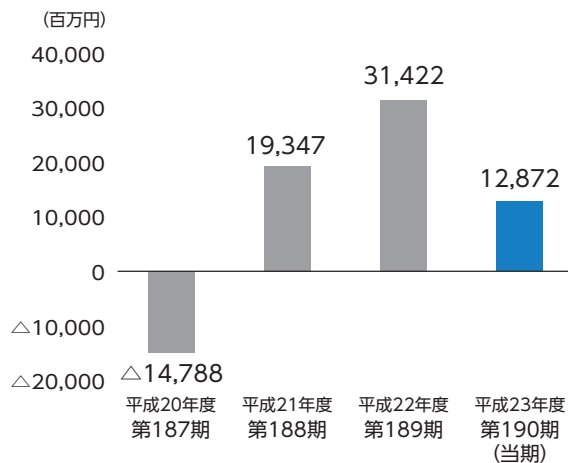
■ 連結売上高 **918,808** 百万円



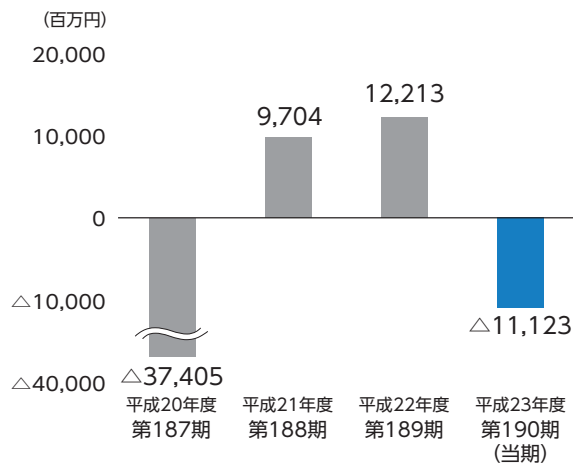
■ 連結営業利益 **15,947** 百万円



■ 連結経常利益 **12,872** 百万円



■ 連結当期純利益 **△11,123** 百万円



(注) △は損失を示しております。

次に、部門別の状況について、ご報告いたします。

情報通信部門

■ 主要な事業内容

光ファイバケーブル、光ファイバケーブル付属品・工事、光関連部品、光半導体デバイス、メタル通信ケーブル、電子線材、ネットワーク機器、CATVシステム、無線製品など

情報通信部門におきましては、米国のOFS社やブラジルのFISA社などは光ファイバケーブルなどの売上を伸ばした一方、国内の光ファイバケーブル需要が引き続き低迷したことや円高による影響などから、当部門の連結売上高は1,445億円（前期比3.2%減）となりました。損益につきましては、コストダウンによる効果もありましたが、タイ大洪水により現地子会社が被害を受け、生産の停止や日本での代替生産を行った影響などから、連結営業利益は41億円（前期比57.6%減）となりました。

また、単独売上高は571億円（前期比11.4%減）となりました。なお、当社は、今後さらなる拡大が期待される中国の光ファイバケーブル市場における競争力を強化し、事業拡大を図るべく、中国西安市にある当社100%子会社の古河電工（西安）光通信有限公司の持分の51%を、中国光ファイバケーブル大手で幅広い顧客基盤を持つ江蘇亨通光電股份有限公司（ヘントン社）ほかへ譲渡することについて、昨年12月に合意しました。

エネルギー・産業機材部門

■ 主要な事業内容

銅線・アルミ線、電力ケーブル、電力ケーブル付属品・工事、被覆線、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電気絶縁テープ、電材製品など

エネルギー・産業機材部門におきましては、国内における東日本大震災後の復旧需要の影響や中国における超高压ケーブル事業の売上が堅調に推移したことなどから、当部門の連結売上高は2,722億円（前期比7.6%増）となりました。損益につきましては、液晶テレビ市場の低迷によりMCPETの売上が伸び悩んだことや中国の電力市場における競争激化などにより、連結営業損失は8億円（前期比16億円悪化）となりました。また、単独売上高は、1,320億円（前期比2.3%増）となりました。なお、当社は、電力部品事業を営む連結子会社3社（旭

電機株式会社、株式会社井上製作所および古河パワーコンポーネンツ株式会社）の統合に向けた準備を開始いたしました。電力部品事業は、スマートグリッド・自然エネルギー関連の市場拡大や成長著しいアジアなどの新興国におけるインフラ需要増加によって今後成長が見込まれる分野であり、この統合会社が発電所から需要家までの電力供給網全域をカバーする総合電力部品メーカーとして活動できる体制を構築し、顧客の多様化・高度化するニーズに対応してまいります。

電装・エレクトロニクス部門

■ 主要な事業内容

自動車用部品・ワイヤーハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、ハードディスク用アルミ基板材、電池など

電装・エレクトロニクス部門におきましては、巻線などのエレクトロニクス関連需要の落ち込みが続いたことやタイ大洪水による顧客の生産停止などの影響もありましたが、東日本大震災の影響により一時大きく落ち込んだワイヤーハーネスなどの自動車部品が下期にかけて売上を伸ばしたことなどから、当部門の連結売上高は2,120億円（前期比1.1%増）となりました。損益につきましては、自動車部品が堅調に推移した一方、エレクトロニクス部門における製品価格の下落や売上の減少による影響などから連結営業利

益は51億円（前期比34.5%減）となりました。また、単独売上高は1,237億円（前期比3.6%減）となりました。なお、当社グループは、本年2月に三菱電線工業株式会社の車載用コネクタ事業を譲り受けました。同事業の譲り受けにより、当社グループにおける車載用コネクタの開発の強化やコストダウンを推進し、グローバルな成長が期待される自動車用ワイヤーハーネス事業のより一層の拡大を図ってまいります。

金属部門

■ 主要な事業内容

伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）など

金属部門におきましては、自動車向け電池用銅箔の売上数量は増加しましたが、デジタル家電等の需要低迷の影響を受けたエレクトロニクス部品向け銅条や、回路用電解銅箔の売上が低調に推移したことなどから、当部門の連結売上高は1,416億円（前期比7.4%減）となりました。損益につきましては、銅管事業構造改革による不採算製品からの撤退などの効果があったものの、回路用電解銅箔の需要低迷や電力価格上昇の影響などにより、連結営業損失は0.4億円（前期比33億円悪

化）となりました。また、単独売上高は867億円（前期比5.3%減）となりました。当社は電解銅箔で高い市場シェアを有しておりますが、その地位をさらに確固たるものとするため、台日古河銅箔股份有限公司（FCFT社）における回路用電解銅箔の製造能力増強や、昨年2月に設立した電池用電解銅箔の製造会社（FECT社）など、今後予想される需要増大に対応する体制を引き続き整えてまいります。

軽金属部門

■ 主要な事業内容

アルミニウムの板材、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品など

軽金属部門におきましては、飲料用缶材をはじめ、自動車熱交換器用材料、液晶・半導体製造装置向け厚板等、幅広い分野で需要が低迷したことに加え、タイ大洪水による現地子会社の被災などにより、当部門の連結売上高は1,956億円（前期比6.4%減）となりました。損益につきましては、売上の低迷による影響から連結営業利益は57億円（前期比50.3%減）

となりました。なお、当社の連結子会社である古河スカイ株式会社は、グローバル市場における競争力をより確かなものとするべく、昨年4月に米国のアルミニウム板圧延品製造販売会社を他社4社と共同で買収したほか、昨年11月には、タイにアルミニウム板圧延工場を建設することを決定しました。

サービス等部門

■ 主要な事業内容

物流、情報処理・ソフトウェア開発、不動産賃貸、水力発電など

サービス等部門におきましては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループの各事業のサポートのほか、不動産の賃貸や水力発電等を行っております。

当部門の連結売上高は365億円（前期比3.0%減）、連結営業利益は17億円（前期比26.6%減）となりました。また、単独売上高は42億円（前期比1.3%減）となりました。

部門別連結売上高および連結営業利益

（単位：百万円）

部門名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益 または連結営業損失（△）	前期比増減額
情報通信部門	144,517	△4,799	4,058	△5,514
エネルギー・産業機材部門	272,242	19,245	△781	△1,647
電装・エレクトロニクス部門	212,001	2,376	5,106	△2,694
金属部門	141,623	△11,314	△43	△3,280
軽金属部門	195,566	△13,476	5,710	△5,776
サービス等部門	36,463	△1,130	1,696	△615
消去または全社	△83,606	2,153	199	332
合計	918,808	△6,945	15,947	△19,196

ご参考 当社グループの取組みの状況

国内では引き続き事業の統合や再編に取り組む一方、アジアなど海外では製造拠点の設立や増強を行い世界市場におけるポジション強化のための施策を推進

さらに、世界最高電圧の超電導ケーブルなどの、将来の事業の布石となることが期待される研究開発についても積極的に推進

日本

- 東京特殊電線の株式取得、子会社化
- 三菱電線工業の車載用コネクタ事業買収
- 電力部品事業子会社3社統合の検討
- 「福島復興・浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業」への参加

北米

- 米国の高温超電導線材メーカー、スーパーパワー社買収
- 米国の自動車部品事業子会社2社を統合



米国スーパーパワー社買収

南米

- ブラジルのMetrocable社買収（FISA社）
- 光ファイバ複合架空地線の生産開始に向け準備中（FISA社）

アジア

- 中国の古河西安、ヘントン社と合併化
- 中国にあるグループ会社を管理・支援する管理性会社を設立
- 中国にエレベータ用ケーブル合併会社を設立（理研電線）
- ベトナムでの生産設備増強およびフィリピンにワイヤーハーネス新製造拠点設立（古河AS）
- タイにアルミニウム板圧延工場を設立（古河スカイ）
- 台湾、回路用電解銅箔製造能力の増強および電池用電解銅箔新会社の設立（FCFT社およびFECT社）



FCFT社工場外観

新事業・新技術の取組み

- 世界最高電圧の275kV超電導ケーブルを開発
- 環境・エネルギー系の新事業育成組織を新設
- LED照明機器に最適な光反射板・MCPOLYCAを開発・商品化
- 次世代光伝送システム用レーザの量産開始



次世代光伝送システム用レーザ

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資は総額336億円で、その主なものは次のとおりです。

1 当期中に完成した主要設備

ハイブリッド自動車向け押出平角線の量産化	古河マグネットワイヤ株式会社 (電装・エレクトロニクス部門)
ターボチャージャ用精密アルミ鋳造部品の製造ライン増設	Furukawa-Sky Aluminum (Vietnam) Inc. (ベトナム、軽金属部門)

2 当期継続中の主要設備の新設、拡充

工場建屋の更新および生産設備の集約	旭電機株式会社 (エネルギー・産業機材部門)
MCPETの製造設備増強	当社 エネルギー・産業機材カンパニー
自動車用ワイヤーハーネスの生産設備増強	FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS VIETNAM INC. (ベトナム、電装・エレクトロニクス部門)
回路用銅箔の製造設備増強	台日古河銅箔股份有限公司 (台湾、金属部門)

(3) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、手形割引、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。当期につきましては、当期中に償還期限の到来する社債の償還資金の一部を手当てするため、昨年6月に総額100億円の普通社債を発行しました。

また、当社グループでは、当社および子会社35社が、当社100%子会社の古河ファイナンス・アンド・ビ

ジネス・サポート株式会社が運営するCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に参加し、資金の効率化と有利子負債の削減を図っています。このほか、40社以上の関係会社を有する中国において、CMSによる資金管理等を行う古河電工企業管理 (上海) 有限公司を昨年9月設立し、当社グループの中国ビジネスの基盤をより強固なものとするべく努めています。

なお、当期末の連結有利子負債は3,252億円で、前期末比164億円減少しました。

(4) 対処すべき課題

1 コンプライアンスの徹底

当社は、自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係る競合他社とのカルテルに関し、昨年9月に米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続において罰金2億米ドルの支払いが確定しました。同製品取引に関しては、EUなど各国競争法関係当局による調査が継続しているほか、日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が本年1月に出され、当社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されています。また、昨年7月には、建設・電販向け電線・ケーブル製品の取引に関し、当社国内子会社2社が独占禁止法に違反していたとして命令を受けました。電力ケーブル製品取引に関しては、持分法適用の関連会社である株式会社ビスキャスと当社が、EU競争法当局からそれぞれ異議

告知書を受けております。

これら過去の事案に起因する一連の処分等により、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に長期間にわたって多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことをあらためて深くお詫び申し上げます。

当社は、平成21年12月に「独占禁止法違反問題に関する第三者調査委員会」による報告書を公表し、これに基づく再発防止策を当社グループ全体で実行してまいりました。また、これと並行した社外弁護士による徹底的な調査により、再発のないことを確認し、以降、再発防止に向け下記に記載の具体的施策を実施してまいりました。今後も信頼回復に向け、当社および国内外の当社グループ各社において、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。

主な具体的施策の事例

項目	具体的施策
経営者による明確な姿勢表明	・社長と社員の対話集会を各事業所、各支社および研究所で実施など
モニタリングの強化	・各部門にコンプライアンス総括・推進員を設置など
独占禁止法遵守のための統制、教育等の強化	・同業他社との会合参加等における事前申請・事後報告の徹底および内部監査部門による監査の実施 ・社内および関係会社における独占禁止法研修会の実施 ・独占禁止法マニュアル改訂と周知など
その他教育・啓発活動	・当社内の現場職制などを対象にした小グループによるコンプライアンス座談会の実施 ・CSR・コンプライアンス・ハンドブックの全面改訂、4言語（英語、インドネシア語、タイ語、中国語）の翻訳版の配布など

ご参考 再発防止の取組み



競争法セミナー



社長と社員の対話集会

CSR・コンプライアンス・ハンドブック



日本語版

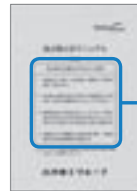


英語版

インドネシア語版

タイ語版

中国語版



独占禁止法マニュアル第4版



(表)



(裏)

社員証(※)

独占禁止法遵守のための4原則

1. 同業他社との間で、販売価格・数量などの情報交換を一切行わない。
2. 独占禁止法違反の疑いが持たれる同業他社との面会は、他社から要請があったとしても行わない。
3. 業界団体などの会合において、カルテル・談合に該当するおそれのある行為が行われようとしたときは、それに参加しない旨を告げ、直ちに退席する。
4. 同業他社との役職員との会合出席に関し、事前申請及び内容の事後報告を徹底する。

(※) 本社支社を対象に平成21年秋より導入。独占禁止法遵守の徹底を図っています。

2 中期経営計画

当社グループにおきましては、平成22年に策定した中期経営計画「ニューフロンティア2012」において掲げた施策を引き続き推進し、着実に実行していくことにより、ニューフロンティア（新市場・新事業）での成長、そして変化に強い経営を目指してまいります。

加えて、本年4月からの新経営体制の下で、「真に勝ち抜く改革」をスタートいたしました。特に改革が必要な経営課題として、光ファイバ事業のオペレーションのグローバル統合、国内光ケーブル事業の生産拠点の再編、銅箔製品などの生産拠点の海外シフト加速化などを検討しており、改革を推進するための新組織として「構造改革推進部」を発足させました。また、当社では、高温超電導や洋上風力発電などを当社グループの優位

技術を活かせる有望な分野と捉え、社内プロジェクトチームを発足させるなど、研究開発体制を強化しております。さらに、開発段階にある新技術、新製品の育成、早期事業化を支援する専門組織として「新事業推進室」も設置しました。当社といたしましては、これらの体制の下で、新規事業の拡大によるグローバルな成長を目指すとともに、持続的発展が可能な環境調和型社会の推進にも積極的に貢献してまいります。

以上のような施策を通じ徹底した改革に努め、当社グループのより一層の企業価値向上を図っていく所存です。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

ニューフロンティア2012

I. 事業ポートフォリオ再編と新事業育成

- ① 「伝送インフラ事業」のグローバル成長（情報通信、エネルギー、高速鉄道など）
- ② 「高機能素材事業」の強化（当社優位の素材力を活かした製品の展開）
- ③ 「環境新事業」の育成（次世代自動車・送電網や大容量光通信分野を中心に研究費を増額）
- ④ 「伝統的加工事業」の再構築（事業ポートフォリオ改善を加速）

II. 組織風土の改革（コンプライアンス強化、グローバル人材の育成など）

III. 財務体質の改善（グループ事業強化による利益の創出、有利子負債返済など）

(5) 財産および損益の状況

1 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第187期 平成20年度	第188期 平成21年度	第189期 平成22年度	第190期 (当期) 平成23年度
売 上 高 (百 万 円)	1,032,807	809,693	925,754	918,808
営業利益または営業損失 (△) (百万円)	9,752	20,321	35,144	15,947
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	△14,788	19,347	31,422	12,872
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△37,405	9,704	12,213	△11,123
1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△53.34	13.80	17.30	△15.75
総 資 産 (百 万 円)	845,658	835,819	826,944	790,114
純 資 産 (百 万 円)	190,428	208,928	215,904	197,569

2 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第187期 平成20年度	第188期 平成21年度	第189期 平成22年度	第190期 (当期) 平成23年度
売 上 高 (百 万 円)	426,125	350,424	417,687	403,685
営業利益または営業損失 (△) (百万円)	△9,713	△2,801	△2,072	△6,476
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	△3,490	2,602	14,297	4,949
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△14,850	2,905	9,882	△9,425
1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△21.18	4.13	13.99	△13.35
総 資 産 (百 万 円)	474,308	474,272	450,891	420,837
純 資 産 (百 万 円)	113,371	121,011	124,606	108,739

(6) 重要な子会社の状況 (平成24年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
古河スカイ株式会社	16,528百万円	53.00%	アルミニウム製品の製造・販売
東京特殊電線株式会社	1,925百万円	56.84%	電線、電線加工品、電子機器および電子部品の製造・販売
古河電池株式会社	1,640百万円	58.13%	電池の製造・販売
FCM株式会社	687百万円	55.19%	金属めっき製品等の製造・販売
古河AS株式会社	3,000百万円	100%	自動車用ワイヤーハーネス・電装部品の製造・販売
古河産業株式会社	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線株式会社	489百万円	47.57%	メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線株式会社	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
奥村金属株式会社	310百万円	100%	銅製品、アルミニウム製品等の加工・販売
古河物流株式会社	292百万円	100%	貨物運送等
古河エレコム株式会社	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
古河マグネットワイヤ株式会社	96百万円	100%	電線、電線加工品、各種金属線の製造・販売
OFS Fitel, LLC (米国)	211百万米ドル	100%	光ファイバ・光部品の製造・販売
American Furukawa, Inc. (米国)	500千米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)	122百万リアル	100%	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、LANケーブルの製造・販売
瀋陽古河電纜有限公司 (中国)	229百万元	100%	電線等の製造・販売
台日古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,475百万新台幣ドル	66.7%	銅箔等の製造・販売
Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)	480百万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
Trocellen GmbH (ドイツ)	8,500千ユーロ	85.10%	発泡製品の製造・販売
Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
PT. Tembaga Mulia Semanan, Tbk. (インドネシア)	18,367百万ルピア	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売

- (注) 1. 当社は、平成24年3月に東京特殊電線株式会社の第三者割当増資を引き受け、同社を連結子会社としました。
2. 出資比率は、間接保有を含んでいます。
3. 当期における当社の連結子会社は116社、持分法適用の関連会社は19社です。

(7) 主要な事業内容 (平成24年3月31日現在)

部門名	主要な事業内容
情報通信部門	光ファイバケーブル、光ファイバケーブル付属品・工事、光関連部品、光半導体デバイス、メタル通信ケーブル、電子線材、ネットワーク機器、CATVシステム、無線製品など
エネルギー・産業機材部門	銅線・アルミ線、電力ケーブル、電力ケーブル付属品・工事、被覆線、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電気絶縁テープ、電材製品など
電装・エレクトロニクス部門	自動車用部品・ワイヤーハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、ハードディスク用アルミ基板材、電池など
金属部門	伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）など
軽金属部門	アルミニウムの板材、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品など
サービス等部門	物流、情報処理・ソフトウェア開発、不動産賃貸、水力発電など

(8) 主要な営業所および工場等 (平成24年3月31日現在)

1 当社

- ・ 本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ・ 営 業 所：関西支社（大阪市）、中部支社（名古屋市）、九州支社（福岡市）
- ・ 工 場：千葉事業所（千葉市原市）、日光事業所（栃木県日光市）、平塚事業所（神奈川県平塚市）、三重事業所（三重県亀山市）、銅管事業部（兵庫県尼崎市）、銅箔事業部（栃木県日光市）
- ・ 研 究 所：横浜研究所（横浜市）

2 子会社

- ・ 製造・販売会社：古河スカイ株式会社（本社：東京都千代田区、工場：福井県坂井市、埼玉県深谷市）、東京特殊電線株式会社（本社：東京都港区、工場：長野県上田市）、古河電池株式会社（本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市）、FCM株式会社（本社・工場：大阪市）、古河AS株式会社（本社・工場：滋賀県犬上郡、工場：三重県亀山市）、岡野電線株式会社（本社・工場：神奈川県大和市）、古河電工産業電線株式会社（本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市、山梨県甲府市）、奥村金属株式会社（本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市）、古河マグネットワイヤ株式会社（本社：東京都千代田区、工場：三重県亀山市、新潟県新潟市）、OFS Fitel, LLC（米国）、American Furukawa, Inc.（米国）、Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos（ブラジル）、瀋陽古河電纜有限公司（中国）、台日古河銅箔股份有限公司（台湾）、Furukawa Metal（Thailand）Public Co., Ltd.（タイ）、Trocellen GmbH（ドイツ）、PT. Tembaga Mulia Semanan, Tbk.（インドネシア）
- ・ 販 売 会 社 等：古河産業株式会社（本社：東京都港区）、古河エレコム株式会社（本社：東京都千代田区）、古河物流株式会社（本社：東京都千代田区）、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）

(9) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

部門名	従業員数		前期末比	
情報通信部門	5,642名	(1,019名)	82名減	(2名減)
エネルギー・産業機材部門	3,647名	(714名)	5名増	(43名増)
電装・エレクトロニクス部門	27,636名	(211名)	6,122名増	(44名減)
金属部門	2,571名	(1,177名)	75名減	(69名減)
軽金属部門	3,709名	(—)	117名増	(—)
サービス等部門	2,220名	(1,071名)	14名減	(37名増)
合計	45,425名	(4,192名)	6,073名増	(35名減)

- (注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。
2. 「従業員数」欄の()内は、当社の従業員数となります。
3. 企業集団の従業員数が増加した主な理由は、電装・エレクトロニクス部門のアジア地域における連結子会社が増加したこと等によるものです。

2 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
4,192名	41.8才	18.8年

(注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成24年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	65,749百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	31,574百万円
朝日生命保険相互会社	26,082百万円

2. 当社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	2,500,000,000株	706,669,179株	70,740名
優先株式	50,000,000株	—	—
劣後株式	46,000,000株	—	—

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数 (普通株式)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,350,000株	3.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	27,157,000株	3.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	24,221,000株	3.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	24,096,000株	3.41%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	22,928,250株	3.25%
朝日生命保険相互会社	16,060,500株	2.27%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	14,291,100株	2.02%
古河機械金属株式会社	13,290,455株	1.88%
日本生命保険相互会社	11,895,000株	1.68%
富士電機株式会社	11,000,000株	1.56%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (444,609株) を控除して計算しております。
 2. 朝日生命保険相互会社については、上記16,060,500株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,500,000株あります。
 3. 古河機械金属株式会社については、上記13,290,455株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,919,000株あります。

3. 当社役員に関する事項 (平成24年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石原 廣司	取締役会長 (代表取締役)	
吉田 政雄	取締役社長 (代表取締役)	
吉野 哲夫	取締役 (非常勤)	古河機械金属株式会社相談役
金子 崇輔	取締役 (非常勤)	
藤田 純孝	取締役 (非常勤)	伊藤忠商事株式会社理事 日本板硝子株式会社社外取締役 NKSJホールディングス株式会社社外取締役
櫻 日出雄	取締役 (執行役員専務、CFO)	古河スカイ株式会社社外監査役
柳本 正博	取締役 (執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長兼同カンパニー巻線事業部長)	
佐藤 哲哉	取締役 (執行役員常務、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長)	東京特殊電線株式会社社外監査役
柴田 光義	取締役 (執行役員常務、金属カンパニー長)	
白澤 徹	取締役 (執行役員常務、CPO)	
柳川 久治(*)	取締役 (執行役員常務、情報通信カンパニー長)	
天野 望	取締役 (執行役員、CSO)	
伊藤 隆彦	監査役 (常勤)	富士電機株式会社社外監査役 富士古河E&C株式会社社外監査役
矢吹 薫	監査役 (常勤)	古河電池株式会社社外監査役
藤田 讓	監査役 (非常勤)	朝日生命保険相互会社最高顧問 社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ 日本協会会長 富士急行株式会社社外取締役 株式会社ADEKA社外監査役 日本ゼオン株式会社社外監査役 日本通運株式会社社外監査役 富士電機株式会社社外監査役 日本軽金属株式会社社外監査役

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
工藤正	監査役(非常勤)	富士電機株式会社社外取締役 朝日生命保険相互会社社外取締役
頃安健司	監査役(非常勤)	TMI総合法律事務所顧問 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役吉野哲夫、金子崇輔および藤田純孝の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役藤田譲、工藤正および頃安健司の各氏は、社外監査役です。
3. 取締役金子崇輔および藤田純孝ならびに監査役工藤正および頃安健司の各氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- 監査役伊藤隆彦氏は、当社グループにおいて会計、資材、人事総務部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - 監査役矢吹薫氏は、当社において長年にわたり経理業務に従事していたほか、監査部門の責任者等も歴任し、さらに他の上場会社において経理部門担当取締役の経験を有しているなど、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - 監査役藤田譲氏は、金融機関の代表取締役を務め、また、財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
 - 監査役工藤正氏は、金融機関の代表取締役を歴任しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
5. 取締役の藤田純孝氏は、平成24年4月20日開催のオリンパス株式会社における臨時株主総会において、同社の社外取締役に選任され、就任いたしました。
6. 上記の表中(*)の取締役柳川久治氏は、平成23年6月29日開催の第189回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 当期中に退任した取締役は、次のとおりです。
- 取締役 進藤 俊一 (平成23年6月29日退任、任期満了による)
8. 平成24年4月1日付で、取締役の地位および担当が以下のとおり変更されております。

氏名	地位および担当
石原廣司	取締役相談役
吉田政雄	取締役会長(代表取締役)
柴田光義	取締役社長(代表取締役)
柳本正博	取締役(執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長)
佐藤哲哉	取締役(執行役員常務、CSO)
白澤徹	取締役(非常勤)
天野望	取締役(執行役員、CSRO兼CSR推進部長兼同本部輸出管理室長)

9. 当社は、朝日生命保険相互会社との間に融資等の取引があります。また、同社は当社発行済株式の3.75%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しております。古河機械金属株式会社は、当社発行済株式の3.42%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しており、当社は同社発行済株式の2.17%を保有しております。富士電機

株式会社は、当社発行済株式の1.55%を保有しており、当社は同社発行済株式の1.79%を保有しております。また、当社は、同社とともに、技術研究組合においてGaN（窒化ガリウム）パワーデバイスに関する技術研究を実施しております。

その他の社外取締役および社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

10. 上表に記載の社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会は、本年4月1日をもって公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会となりました。

各チーフ・オフィサーの所管部門は次のとおりです。

CSRO	CSR推進本部
CSO	法務部、人事総務部、人材育成部、経営企画室、グループ会社統括部、全社資産運用・企画チーム、経営研究所、スマートグリッド新事業推進室
CFO	経理部
CTO	研究開発本部、知的財産部
CPO	生産技術部、資材部、原価低減推進部、品質管理推進室
CMO	営業企画部、グループ営業推進部、グループ総合技術展企画室、営業情報基盤構築チーム、関西支社、中部支社、九州支社、北海道支社、東北支社、中国支社

- (注) 1. CSO所管の法務部は、平成24年4月1日付でCSRO所管に変更となりました。
 2. CSO所管の人材育成部および全社資産運用・企画チームは、平成24年4月1日付で廃止され、廃止された同部門の各機能は人事総務部等に移管されました。
 3. CPO所管の原価低減推進部は、平成24年4月1日付で生産機能改革部に名称変更しました。

ご参考 当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

1. 平成24年3月31日現在

氏名	地位および担当
中村 一 則	執行役員常務 (CTO兼研究開発本部長兼スマートグリッド新事業推進室長)
上山 倫 生	執行役員常務 (エネルギー・産業機材カンパニー長兼同カンパニー産業機材事業部長)
大竹 博 幸	執行役員常務 (CMO)
素谷 順 二	執行役員 (電装・エレクトロニクスカンパニー エレクトロニクス・コンポーネント事業部長)
吉田 康 夫	執行役員 (関西支社長兼同支社北陸支店長)
安永 哲 郎	執行役員 (金属カンパニー副カンパニー長兼同カンパニー銅箔事業部長)
信崎 卓	執行役員 (電装・エレクトロニクスカンパニー自動車部品事業部長)
日野 連 海	執行役員 (情報通信カンパニー副カンパニー長)
岸 延 行	執行役員 (中部支社長)
鈴木 義 博	執行役員 (経営企画室長)
溝田 義 昭	執行役員 (OFS Fitel, LLC取締役兼Senior Vice President)

2. 平成24年4月1日現在

氏名	地位および担当
中村 一 則	執行役員常務 (CTO兼研究開発本部長兼スマートグリッド新事業推進室長)
上山 倫 生	執行役員常務 (エネルギー・産業機材カンパニー長兼同カンパニー産業機材事業部長)
大竹 博 幸	執行役員常務 (CMO)
安永 哲 郎	執行役員常務 (金属カンパニー長)
信崎 卓	執行役員 (関西支社長兼同支社北陸支店長)
日野 連 海	執行役員 (情報通信カンパニー副カンパニー長)
岸 延 行	執行役員 (中部支社長)
鈴木 義 博	執行役員 (CPO)
溝田 義 昭	執行役員 (情報通信カンパニー ファイバ・ケーブル事業部長)
白坂 有 生	執行役員 (研究開発本部高温超電導事業化チーム長兼SuperPower Inc.社長)
小塚 崇 光	執行役員 (電装・エレクトロニクスカンパニー自動車部品事業部長兼古河AS株式会社専務取締役兼執行役員)
中村 俊 一	執行役員 (情報通信カンパニー ブロードバンド事業部長兼同事業部品質保証部長)

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

1 当社の役員報酬決定の方針および役員報酬の概要

当社は、社外役員2名を含む報酬委員会が、取締役会の委任に基づき役員の報酬等に関する方針や制度等について審議、決定しております。同委員会が定めた当社の役員報酬の決定に関する方針は、「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」となっております。

同方針に基づく当社の役員報酬は、役位別に定める額を毎月金銭で支給する「月例報酬」と、各事業年度の業績および担当部門の業績・目標達成度等に応じて増減して定める額を原則として金銭で支給する「業績連動報酬」の2つで構成され、取締役に対しては月例報酬と業績連動報酬（社外取締役は除く）を、監査役に対しては月例報酬のみを支給することにしております。

2 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 額			備 考
		月例報酬総額	業績連動報酬総額	計	
取締役 (うち社外取締役)	13名 (3名)	346百万円 (21百万円)	0円 (—)	346百万円 (21百万円)	取締役報酬限度額(総額)は年額600百万円
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	77百万円 (21百万円)	— (—)	77百万円 (21百万円)	監査役報酬限度額(総額)は年額86百万円
計 (うち社外役員)	18名 (6名)	424百万円 (43百万円)	0円 (—)	424百万円 (43百万円)	—

- (注) 1. 上表の備考欄に記載のとおり、株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず)、監査役報酬限度額は年額86百万円です。
2. 米国反トラスト法違反に関して司法取引を行ったことを受け、代表取締役石原廣司(現:取締役) および吉田政雄ならびに取締役柳本正博は、報酬を一部返上しました。
3. 厳しい決算状況等に鑑み、常勤の取締役への報酬支給額は平成23年10月分から減額しており、また、常勤の監査役も報酬の一部返上を行っております。また、業務執行取締役の報酬の一部を業績連動分としておりますが、平成23年度の業績連動分についても、平成20年度から引き続き支給しないことといたしました。
4. 上表のほか、平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役5名に対し84百万円(うち社外取締役2名に対して2百万円)、監査役2名に対して1百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円)あります。

(3) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

1 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言の状況
吉野 哲夫	20回中19回	非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験を有し、主に研究開発やグループ会社の管理、組織等に関する議案につき、内容を質し、事業運営に関する判断軸を提示、リスク管理・回避の方策を例示するとともに、コンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発な発言を行っております。
金子 崇輔	20回中19回	金融機関の経営者を歴任した豊富な知識・経験等に基づき、主に各種年度計画や出資等に関する議案につき、内容を質し、リスク管理・回避に関する提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発な発言を行っております。
藤田 純孝	20回中19回	商社の経営者としての豊富な知識・経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、主にし出資や企業会計、各種年度計画等の議案につき、方針を質し、グローバル経営の視点での提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発な発言を行っております。

2 社外監査役

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会	監査役会	
藤田 譲	20回中16回	7回中7回	金融機関の経営者や他社の社外役員としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会においては、リスク管理や機関投資家としての観点から、主に組織運営やリスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、またリスクを把握し、コンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発に発言しております。 監査役会においては、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンス上の問題点に対する質疑・確認・提言、また、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行っております。

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会	監査役会	
工藤正	20回中20回	7回中7回	金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見を有し、取締役会においては、リスク管理等の観点から、主に出資や各種年度計画、リスクマネジメント等の議案につき、事業における適切な評価軸・観点を提示し、またグループ全体のコンプライアンス意識の徹底や管理体制の強化を求める等、活発な発言を行っております。 監査役会においては、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンス上の問題点に対する質疑・確認・提言、また、リスクマネジメント、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行っております。
頃安健司	20回中18回	7回中7回	弁護士としての経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、取締役会においては、主に出資や組織運営、リスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、リスク管理・回避に関する提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発な発言を行っております。 監査役会においては、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンス上の問題点に対する質疑・確認・提言、また、リスクマネジメント、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行っております。

2) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、当社は、自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品に係る競合他社とのカルテルの件など、独占禁止法および各国競争法に関して、過去の事案に起因した各国当局の処分や調査を、当該事業年度において受けております。

社外取締役および社外監査役は、これらコンプライアンス問題の重大性および再発防止の観点から、日頃より取締役会または監査役会において、当社グループにおけるコンプライアンス体制整備に関する提言など、法令遵守の視点に立った発言を行っております。また、これら事実の判明後、当該事実および対応方針が報告、審議された取締役会において、引き続きグループ全体で再発防止の取組みに努めるよう求めたほか、当社全体の風土や体質を変えるための取組みをグループをあげて実施していることを対外的な説明の場で詳細に伝えるよう求めるなど、具体的な提言をしております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	314百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	293百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	83百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM株式会社ほか10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、会計アドバイザリー業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

1 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。

2 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式

会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針

と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、中央コンプライアンス委員会を中心として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
 - ・コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各部門のコンプライアンスの責任者であるカンパニー長、チーフ・オフィサーの下にコンプライアンス総括とコンプライアンス推進員を設置し、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
 - ・カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける
- 等、監視を徹底する。
 - ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、中央コンプライアンス委員会が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
 - ・監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
 - ・反社会的勢力に関しては、「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示すように、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとの基本的な考え方にに基づき、人事総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ・取締役の職務執行に係るものを含む各種情報につ

いては、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性と保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

3 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ・各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取り締役員へ報告する。
- ・「リスク管理基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、より体系的で遺漏のないリスク管理体制を構築するため、取締役会

の下に、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーからなるCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を俯瞰し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ・CSR・リスクマネジメント委員会は、各関係会社・社内部門における情報セキュリティ体制の整備、地震などの災害時における事業継続計画の策定を推進するとともに、各種のリスクのうち、品質管理、安全環境などは特別委員会を設置して重点的にリスク管理体制を強化する。

4 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・「内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」（J-SOX対応基本方針）を定めるととも

に、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、カンパニー長およびチーフ・オフィサーは、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役員へ報告する。

また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。

- ・取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、

「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、カンパニー長およびチーフ・オフィサーの職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。

- ・部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」

および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ・グループ内関係会社を統合的に管理・支援する組織として、「グループ会社統括部」を設置し、子会社

管理の方針策定を行うとともに、コーポレートガバナンス強化等のための助言、指導を行う。

- ・主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。
- ・補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指

揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、

考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

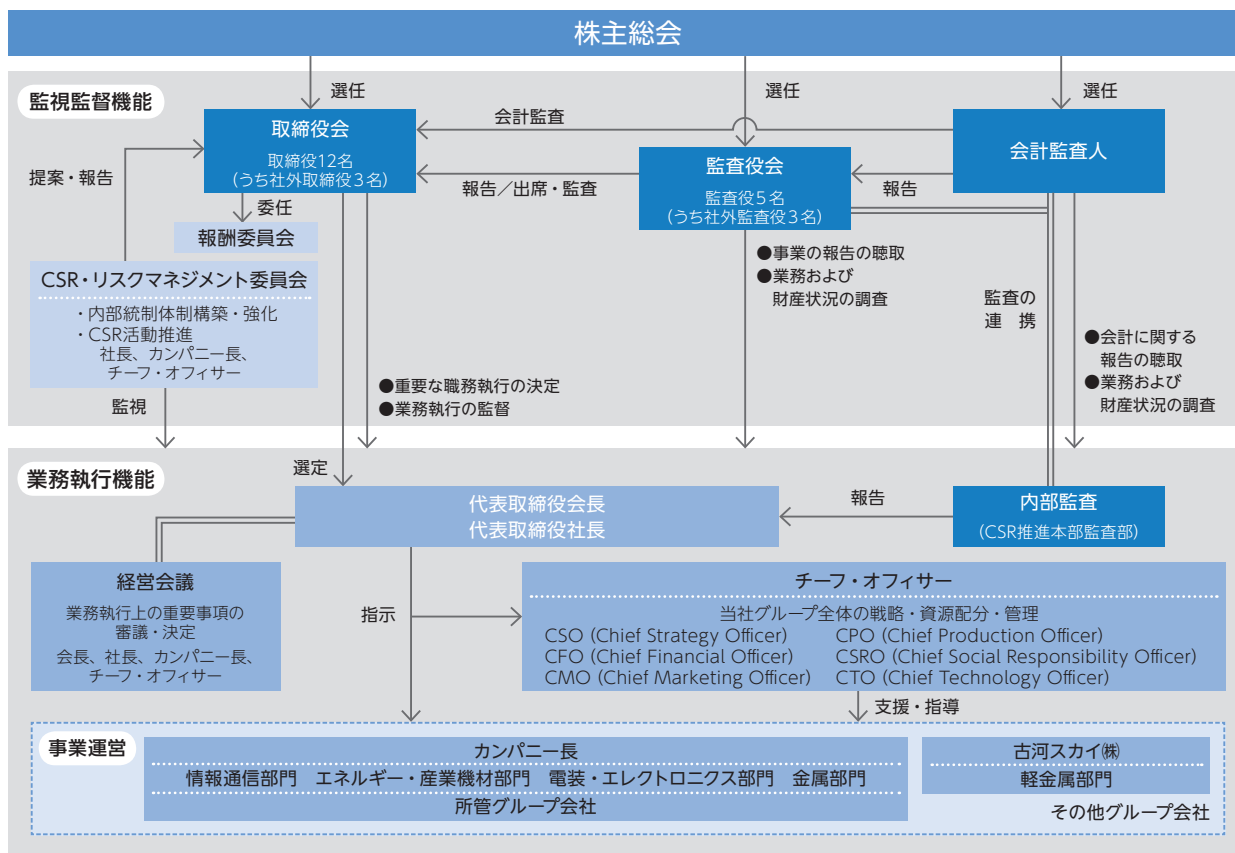
- ・監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ・内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部署の責任者が適宜監査役へ報告する。

- ・取締役および担当部署責任者は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ・ 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ・ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ・ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用者は誠実に対応する。

ご参考 ガバナンス体制図 (平成24年3月31日現在)



ご参考 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社および当社グループは、「古河電工グループ理念」に基づき、意思決定の迅速化など経営の効率化を進め、事業環境や市場の変化に機動的に対応して業績の向上に努めるとともに、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて経営の健全性を維持し、もって永続的な業容の拡大・発展、企業価値の増大を図ることを基本としております。また、適切な企業情報開示、コンプライアンス、リスクマネジメントなどを基礎として、社会・環境と調和のとれた事業活動を行うことにより、株主、取引先、地域社会、従業員ほか、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持向上させるとともに、社会の持続的な発展に貢献し、企業の社会的責任を果たせるよう努めております。

(注) 上記「ご参考 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」は、当社が各証券取引所へ提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」から抜粋し、記載したものです。

(2) 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者

の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断します。

〔2〕基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記〔1〕の基本方針の実現にも資するものと考えております。

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、「技術革新を志向し、創造的で世界に存在感のある高

収益な企業グループへ」というグループビジョンを掲げております。

当社は中期経営計画「ニューフロンティア2012」において、基本理念とグループビジョンを実現するため、当社にとっての新市場・新事業で成長するとともに、変化に強い経営を目指すことを掲げており、具体的施策として、事業ポートフォリオ再編と新事業育成、組織風土の改革および財務体質の改善に取り組んでおります。

〔3〕基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を導入しました。また、平成22年6月29日開催の第188回定時株主総会において、旧プランの一部を変更した新たな買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）につきご承認をいただき、買収防衛策の更新をいたしました。

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われる

ことを確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりです。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。）経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措

置（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付

内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

〔4〕基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、上述のとおり、厳しい経営環境の下、新市場・新事業の開拓を推進するとともに、事業やグループ会社の再編の推進およびコンプライアンス体制のさらなる強化等に努めております。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成22年6月29日開催の第188回定時株主総会においてご承認いただき導入した

もので、株主の皆様のご意思が反映されたものとなっております。

3) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしており、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることが可能となっております。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価

値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・田崎雅元 (川崎重工業株式会社名誉顧問)
- ・松尾邦弘 (弁護士、元検事総長)
- ・工藤 正 (中央不動産株式会社特別顧問、当社社外監査役)

5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第190期 (平成24年3月31日現在)	第189期 (ご参考) (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	390,096	419,808
現金及び預金	33,246	41,899
受取手形及び売掛金	221,998	227,147
有価証券	113	114
商品及び製品	28,071	30,202
仕掛品	28,609	30,359
原材料及び貯蔵品	38,207	39,344
繰延税金資産	6,732	7,753
その他	34,013	44,770
貸倒引当金	△ 896	△ 1,784
固定資産	400,018	407,135
有形固定資産	262,125	273,025
建物及び構築物	252,843	251,660
機械装置及び運搬具	637,864	632,808
工具、器具及び備品	81,433	78,633
土地	84,937	83,180
リース資産	1,578	1,358
建設仮勘定	10,932	7,400
減価償却累計額	△ 807,464	△ 782,016
無形固定資産	13,975	16,261
のれん	6,178	7,496
その他	7,796	8,764
投資その他の資産	123,917	117,848
投資有価証券	92,568	85,435
出資金	9,382	8,789
長期貸付金	1,417	1,727
繰延税金資産	10,680	12,643
その他	12,337	12,839
貸倒引当金	△ 2,468	△ 3,586
資産合計	790,114	826,944

科目	第190期 (平成24年3月31日現在)	第189期 (ご参考) (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	345,705	338,861
支払手形及び買掛金	122,000	120,873
短期借入金	141,857	128,552
社債	16,562	24,199
未払法人税等	1,116	3,717
繰延税金負債	29	55
製品補償引当金	1,586	2,266
災害損失引当金	261	1,512
その他	62,290	57,683
固定負債	246,839	272,178
社債	22,547	28,866
長期借入金	144,253	160,002
繰延税金負債	745	206
退職給付引当金	57,566	59,062
環境対策引当金	12,140	12,017
資産除去債務	1,214	1,320
その他	8,372	10,701
負債合計	592,545	611,039
(純資産の部)		
株主資本	163,070	177,598
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	21,467	21,467
利益剰余金	72,481	87,007
自己株式	△ 274	△ 271
その他の包括利益累計額	△ 18,376	△ 11,630
その他有価証券評価差額金	11,548	14,222
繰延ヘッジ損益	589	638
在外子会社退職給付に係る調整額	△ 4,057	△ 3,617
為替換算調整勘定	△ 26,457	△ 22,873
少数株主持分	52,874	49,936
純資産合計	197,569	215,904
負債及び純資産合計	790,114	826,944

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第190期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第189期 (ご参考) (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
売上高	918,808	925,754
売上原価	786,952	773,499
売上総利益	131,856	152,254
販売費及び一般管理費	115,908	117,110
営業利益	15,947	35,144
営業外収益	4,417	4,815
受取利息及び配当金	2,311	2,368
持分法による投資利益	125	634
その他	1,980	1,812
営業外費用	7,492	8,537
支払利息	5,239	6,012
為替差損	85	529
その他	2,166	1,994
経常利益	12,872	31,422
特別利益	16,244	7,294
固定資産処分益	8,371	1,270
投資有価証券売却益	5,655	2,287
貸倒引当金戻入額	364	1,508
製品補償費用戻入額	—	904
その他	1,853	1,323
特別損失	27,182	15,130
固定資産処分損	1,418	543
投資有価証券評価損	574	3,466
減損損失	2,024	2,410
事業構造改革費用	1,740	700
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,235
災害による損失	—	2,613
米国反トラスト法違反罰課金	15,296	—
その他	6,127	4,160
税金等調整前当期純利益	1,935	23,586
法人税、住民税及び事業税	5,608	6,826
法人税等調整額	5,888	△ 1,404
少数株主損益調整前当期純利益または少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△ 9,561	18,163
少数株主利益	1,561	5,950
当期純利益または当期純損失 (△)	△ 11,123	12,213

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月1日 残高	69,395	21,467	87,007	△ 271	177,598
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 3,884		△ 3,884
当期純損失			△ 11,123		△ 11,123
連結子会社の増加に伴う増加高			779		779
連結子会社の増加に伴う減少高			△ 296		△ 296
持分法会社の増加に伴う減少高			△ 1		△ 1
自己株式の取得				△ 2	△ 2
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 14,525	△ 2	△ 14,527
平成24年3月31日 残高	69,395	21,467	72,481	△ 274	163,070

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	在外子会社 退職給付に 係る調整額	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成23年4月1日 残高	14,222	638	△ 3,617	△ 22,873	△ 11,630	49,936	215,904
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 3,884
当期純損失							△ 11,123
連結子会社の増加に伴う増加高							779
連結子会社の増加に伴う減少高							△ 296
持分法会社の増加に伴う減少高							△ 1
自己株式の取得							△ 2
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 2,674	△ 48	△ 439	△ 3,583	△ 6,746	2,938	△ 3,808
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,674	△ 48	△ 439	△ 3,583	△ 6,746	2,938	△ 18,335
平成24年3月31日 残高	11,548	589	△ 4,057	△ 26,457	△ 18,376	52,874	197,569

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	第190期 (平成24年3月31日現在)	第189期 (ご参考) (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	158,137	165,945
現金及び預金	556	288
受取手形	3,939	8,112
売掛金	103,850	105,132
未収法人税等	1,436	3,343
商品及び製品	2,874	2,830
仕掛品	9,239	10,167
原材料及び貯蔵品	9,713	9,127
前渡金	233	172
前払費用	584	545
繰延税金資産	2,554	2,348
短期貸付金	5,700	5,974
未収入金	17,180	17,685
その他	428	415
貸倒引当金	△ 155	△ 201
固定資産	262,699	284,945
有形固定資産	82,823	95,763
建物	32,613	36,410
構築物	2,546	2,298
機械装置	20,181	27,551
車輛運搬具	97	138
工具器具備品	1,407	1,658
土地	24,225	24,285
リース資産	54	44
建設仮勘定	1,696	3,373
無形固定資産	2,336	3,048
のれん	62	86
ソフトウェア	1,811	2,594
施設利用権	0	1
特許権	60	15
その他	401	351
投資その他の資産	177,540	186,133
投資有価証券	37,566	45,257
関係会社株式	102,790	99,537
関係会社出資金	30,364	31,120
関係会社長期貸付金	488	1,222
繰延税金資産	2,210	3,971
その他	8,483	8,567
貸倒引当金	△ 4,364	△ 3,544
資産合計	420,837	450,891

科目	第190期 (平成24年3月31日現在)	第189期 (ご参考) (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	162,432	147,895
支払手形	608	607
買掛金	64,942	59,972
短期借入金	57,781	39,057
社債	15,000	22,000
リース債務	461	452
未払金	4,157	7,637
未払費用	16,734	13,661
前受金	410	417
預り原料	—	3
製品補償引当金	919	1,472
環境対策引当金	—	322
災害損失引当金	157	1,010
設備関係支払手形	36	55
その他	1,221	1,223
固定負債	149,666	178,388
社債	22,000	27,000
長期借入金	87,870	105,265
リース債務	1,456	1,889
退職給付引当金	25,503	28,904
環境対策引当金	10,717	11,620
資産除去債務	414	413
その他	1,704	3,294
負債合計	312,098	326,284
(純資産の部)		
株主資本	97,703	111,015
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	21,467	21,467
資本準備金	21,467	21,467
利益剰余金	7,081	20,391
その他利益剰余金	7,081	20,391
固定資産圧縮積立金	—	1,606
繰越利益剰余金	7,081	18,785
自己株式	△ 240	△ 239
評価・換算差額等	11,035	13,591
その他有価証券評価差額金	10,806	13,451
繰延ヘッジ損益	229	139
純資産合計	108,739	124,606
負債及び純資産合計	420,837	450,891

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	第190期 （平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで）	第189期（ご参考） （平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）
売上高	403,685	417,687
売上原価	374,998	383,511
売上総利益	28,687	34,175
販売費及び一般管理費	35,163	36,248
営業損失（△）	△ 6,476	△ 2,072
営業外収益	15,000	20,598
受取利息及び配当金	14,529	19,896
その他	470	702
営業外費用	3,574	4,228
支払利息	2,589	3,462
その他	984	765
経常利益	4,949	14,297
特別利益	14,653	5,414
固定資産処分益	8,314	938
投資有価証券売却益	5,921	2,275
貸倒引当金戻入額	—	843
製品補償費用戻入額	—	904
その他	417	452
特別損失	25,134	11,574
固定資産処分損	832	308
投資有価証券評価損	—	2,645
関係会社株式評価損	1,582	5,037
災害による損失	—	1,757
減損損失	1,933	—
事業構造改革費用	907	—
米国反トラスト法違反罰課金	15,296	—
その他	4,582	1,826
税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）	△ 5,531	8,137
法人税、住民税及び事業税	△ 874	△ 3,413
法人税等調整額	4,769	1,669
当期純利益または当期純損失（△）	△ 9,425	9,882

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

株主資本等変動計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	69,395	21,467	—	21,467	1,606	18,785	20,391	△ 239	111,015
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 1,606	1,606	—		—
剰余金の配当						△ 3,884	△ 3,884		△ 3,884
当期純損失						△ 9,425	△ 9,425		△ 9,425
自己株式の取得								△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 1,606	△ 11,703	△ 13,310	△ 1	△ 13,311
当期末残高	69,395	21,467	—	21,467	—	7,081	7,081	△ 240	97,703

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13,451	139	13,591	124,606
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△ 3,884
当期純損失				△ 9,425
自己株式の取得				△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,645	89	△ 2,556	△ 2,556
当期変動額合計	△ 2,645	89	△ 2,556	△ 15,867
当期末残高	10,806	229	11,035	108,739

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

古河電気工業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山賢一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木聡	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田哲也	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

古河電気工業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山賢一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木聡	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田哲也	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第190期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第190期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、重点的監査項目の一つとして設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に関する内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係わるカルテルに関し、米国において罰金2億米ドルの支払いが確定したほか、EUなど各国競争法関係当局による調査が継続しており、日本においても、公正取引委員会の命令の中で、当社は同命令の名宛人ではないものの、違反行為者として認定されています。また、建設・電販向け電線・ケーブル製品の取引に関し、当社国内子会社2社が独占禁止法に違反していたとして命令を受けたほか、電力ケーブル製品取引に関しては、持分法適用の関連会社である株式会社ビスキャスと当社が、EU競争法当局からそれぞれ異議告知書を受けております。これら一連の処分等は過去の事案に起因するものであり、現在は再発防止に向けて独占禁止法を含むコンプライアンスに関する教育・啓発活動、モニタリングの強化等の再発防止策を含む内部統制の強化を当社グループ全体で引き続き実施していることを確認しております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月9日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 隆彦 ㊟

常勤監査役 矢吹 薫 ㊟

社外監査役 藤田 譲 ㊟

社外監査役 工藤 正 ㊟

社外監査役 頃安 健司 ㊟

以上

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

剰余金の配当可能額の充実を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性、機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振替えたいと存じます。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の全額 21,467,860,057円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成24年8月1日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

よしだ まさお
吉田 政雄

（昭和24年2月5日生）

■ 略歴、地位および担当

昭和47年 4月	当社入社	平成24年 4月	当社取締役会長
平成14年 6月	当社取締役		現在に至る
平成15年 6月	当社執行役員常務		
平成16年 6月	当社常務取締役兼執行役員常務		
平成18年 6月	当社専務取締役兼執行役員専務		
平成20年 6月	当社取締役社長、COO		
平成21年 6月	当社取締役社長		

■ 所有する当社株式の数

普通株式 28,000株

候補者番号

2

しばた みつよし
柴田 光義

（昭和28年11月5日生）

■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月	当社入社	平成24年 4月	当社取締役社長
平成20年 6月	当社執行役員、経営企画室長		現在に至る
平成21年 1月	当社執行役員、 金属カンパニー副カンパニー長		
同 年 6月	当社執行役員常務、金属カンパニー長		
平成22年 6月	当社取締役兼執行役員常務、 金属カンパニー長		

■ 所有する当社株式の数

普通株式 13,000株

候補者番号

3

よしの てつお
吉野 哲夫

(昭和13年11月24日生)

社外取締役候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和40年 4月 古河鋳業株式会社入社
(現 古河機械金属株式会社)
平成9年 6月 同社取締役
平成11年 6月 同社常務取締役
平成13年 6月 同社取締役社長
平成15年 6月 当社社外取締役
現在に至る
平成19年 6月 古河機械金属株式会社取締役会長
平成21年 6月 同社相談役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

古河機械金属株式会社相談役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 1,000株

候補者番号

4

ふじた すみたか
藤田 純孝

(昭和17年12月24日生)

社外取締役候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和40年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
平成7年 6月 同社取締役
平成9年 4月 同社常務取締役
平成11年 4月 同社専務取締役
平成13年 4月 同社取締役副社長
平成18年 4月 同社取締役副会長
平成19年 6月 株式会社オリエントコーポレーション
社外取締役
平成20年 6月 伊藤忠商事株式会社相談役
同 年 同月 当社社外取締役
現在に至る
同 年 同月 日本興亜損害保険株式会社社外監査役
平成21年 6月 日本板硝子株式会社社外取締役
現在に至る
平成22年 3月 日本興亜損害保険株式会社社外監査役退任
同 年 4月 NKSJホールディングス株式会社社外取締役
現在に至る

同 年 6月 株式会社オリエントコーポレーション
社外取締役退任
平成23年 7月 伊藤忠商事株式会社理事
現在に至る
平成24年 4月 オリンパス株式会社社外取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社理事、日本板硝子株式会社社外取締役、NKSJホールディングス株式会社社外取締役、オリンパス株式会社社外取締役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 12,000株

候補者番号

5

さくら ひで お
櫻 日出雄

(昭和26年7月19日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和50年 4月 当社入社
 平成16年 6月 当社執行役員、経理部長
 平成17年 6月 当社取締役兼執行役員、CFO兼経理部長
 平成18年 6月 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO
 同 年 8月 当社常務取締役兼執行役員常務、
 CFO兼J-SOX対応プロジェクトチーム長
 平成20年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
 CFO兼J-SOX対応プロジェクトチーム長
 同 年 12月 当社取締役兼執行役員常務、CFO

平成23年 4月 当社取締役兼執行役員専務、CFO
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

古河スカイ株式会社社外監査役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 10,000株

候補者番号

6

やなぎもと まさひろ
柳本 正博

(昭和23年9月8日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和46年 4月 当社入社
 平成18年 6月 当社執行役員、中部支社長
 平成19年 2月 当社執行役員、電装・エレクトロニクス
 カンパニー副カンパニー長兼中部支社長
 同 年 4月 当社執行役員、電装・エレクトロニクス
 カンパニー副カンパニー長兼同カンパニー
 自動車部品事業部長兼同事業部営業統括部長
 同 年 6月 当社執行役員常務、電装・エレクトロニクス
 カンパニー副カンパニー長兼同カンパニー
 自動車部品事業部長兼同事業部営業統括部長
 平成20年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
 電装・エレクトロニクスカンパニー長兼
 同カンパニー自動車部品事業部長

平成21年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
 電装・エレクトロニクスカンパニー長

平成22年 4月 当社取締役兼執行役員常務、
 電装・エレクトロニクスカンパニー長兼
 同カンパニー巻線事業部長

平成24年 4月 当社取締役兼執行役員常務、
 電装・エレクトロニクスカンパニー長
 現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 27,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

7

さとう てつや
佐藤 哲哉

(昭和27年12月4日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和50年 4月 通商産業省入省
(現 経済産業省)
平成13年 1月 原子力安全・保安院審議官 (産業保安担当)
平成14年 7月 大臣官房審議官 (基準認証担当)
平成16年 6月 退官
同 年 7月 商工組合中央金庫理事
(現 株式会社商工組合中央金庫)
平成18年 7月 同理事退任
同 年 8月 当社執行役員、輸出管理室長
平成19年 2月 当社執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼
同本部輸出管理室長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、CSRO兼
CSRO推進本部長兼同本部輸出管理室長

平成21年 6月 当社取締役兼執行役員常務、CSRO兼
CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長
平成24年 4月 当社取締役兼執行役員常務、CSO
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

東京特殊電線株式会社社外監査役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 13,000株

候補者番号

8

うえやま みちお
上山 倫生

(昭和25年9月15日生)

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和49年 4月 当社入社
平成 9年 9月 当社産業機材事業本部機能樹脂材事業部
機能品部長
平成11年 6月 当社産業機材事業部機能品部長
平成13年10月 当社産業機材事業部AT製品部長
平成16年 4月 当社エネルギー・産業機材カンパニー
産業機材事業部AT製品部長
平成20年 6月 当社執行役員、
エネルギー・産業機材カンパニー
産業機材事業部AT製品部長

平成22年 6月 当社執行役員、
エネルギー・産業機材カンパニー
産業機材事業部長
平成23年 4月 当社執行役員常務、
エネルギー・産業機材カンパニー長兼
同カンパニー産業機材事業部長
現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 34,000株

候補者番号

9

やながわ ひさはる

柳川 久治

(昭和28年12月13日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和53年 4月 当社入社
 平成22年 6月 当社執行役員、経営企画室長
 平成23年 4月 当社執行役員常務、情報通信カンパニー長
 同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
 情報通信カンパニー長
 現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 34,000株

候補者番号

10

あまの のぞむ

天野 望

(昭和31年7月15日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和55年 4月 当社入社
 平成16年 6月 当社法務部長
 平成20年 6月 当社人事総務部長
 平成21年 3月 当社人事総務部長兼経営研究所長
 平成22年 6月 当社取締役兼執行役員、CSO
 平成24年 4月 当社取締役兼執行役員、CSRO兼
 CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長
 現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 9,000株

候補者番号

11

すずき よしひろ

鈴木 義博

(昭和30年5月16日生)

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和55年 4月 当社入社
 平成14年 8月 当社設備部生産技術開発センター
 FA開発部長
 平成15年 1月 当社設備部計画第一部長
 平成16年 7月 株式会社エフアイ・テクノ常務取締役
 (現 株式会社古河電工アドバンスト
 エンジニアリング)
 平成18年 6月 同社取締役社長

平成19年 6月 同社取締役社長退任
 同 年 同月 当社生産技術部長
 平成23年 4月 当社執行役員、経営企画室長
 平成24年 4月 当社執行役員、CPO
 現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 4,000株

(注) 社外取締役候補者に関する事項

①吉野哲夫氏および藤田純孝氏は、社外取締役候補者です。

②社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

- ・吉野哲夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

同氏は、直近事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)において、当該年度中に開催された取締役会20回のうち19回出席し、非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験から、主に研究開発やグループ会社の管理、組織等に関する議案につき、内容を質し、事業運営に関する判断軸を提示、リスク管理・回避の方策を例示するとともに、コンプライアンス体制整備のための措置を求めるなど、当社の適正な業務執行監督に寄与してきました。当社と同氏が相談役を務める古河機械金属株式会社との間には下記【事実の概要】に記載の関係がありますが、同氏は当社の事業内容に精通しており、上記のとおり今後につきましても当社取締役会への貢献が期待できることから、取締役会の監督機能を確保するうえで適任であると判断し、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

事実の概要：当社発行済株式の3.42%（退職給付信託として信託設定した株式を含む）を古河機械金属株式会社が保有、同社発行済株式の2.17%を当社が保有、同社保有の賃貸物件を当社が賃借、など

- ・藤田純孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏については、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し独立役員として届出を行っております。

同氏は、直近事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)において、当該年度中に開催された取締役会20回のうち19回出席し、商社の経営者としての豊富な知識・経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、主に各種年度計画や出資等に関する議案につき、内容を質し、リスク管理・回避に関する提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、当社の適正な業務執行監督に寄与してきました。当社と同氏が理事を務める伊藤忠商事株式会社との間には、同社を代理店として当社のアルミニウム製品等を海外顧客に販売する取引がありますが、同取引における同社向け売上高は、当期の当社売上高全体の0.3%未満であり当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれがなく、かつ株主の皆様との利益相反が生じるおそれがないことから、独立取締役としての貢献を期待して、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

③社外取締役候補者が当社の社外取締役としての最終の任期中に当社において不当な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

- ・当社は、「第190期事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、自動車用ワイヤーハーネス製品に係る競合他社とのカルテルの件など、一連の処分や調査を受けております。

吉野哲夫および藤田純孝の両氏は、これら事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より取締役会等において、コンプライアンス体制整備に関する発言など、法令遵守の視点に立った発言を行っております。また、これら事実の判明後、当該事実および対応方針が報告、審議された当社取締役会において、コンプライアンス問題の重大性および再発防止の観点から、引き続きグループ全体で再発防止の取組みに努めるよう求めるなど、具体的な提言をしております。

④過去5年間ににおける他の株式会社の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

- ・吉野哲夫氏は、平成9年6月から平成21年6月までの間、古河機械金属株式会社の取締役役に就任しておりましたが、同社は、平成20年4月に東京都下水道局発注のポンプ設備工事に関して、公正取引委員会より入札談合があったとして審決を受けました。同氏は、日頃からコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、これを推進するとともに、コンプライアンス意識の徹底を図っておりました。上記事実の判明後は、これらの事実を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守に関するあらゆる面の整備・強化について、経営の喫緊の重要課題として取り組みました。

- ・藤田純孝氏は、平成7年6月から平成20年6月までの間、伊藤忠商事株式会社の取締役就任していましたが、同社は、平成20年10月に、機械カンパニー産機ソリューション部門 建機・海外プロジェクト部の営業課において、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械および資機材等をモンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引における、物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に実施されており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明しました。また、同氏は、平成20年6月から平成22年3月までの間、日本興亜損害保険株式会社の社外監査役に就任していましたが、同社は、平成21年10月に、不十分・不適切な対応により保険金支払が遅延している事例が確認されたとして、金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、これらの事実に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、コンプライアンス・内部統制の強化等、多岐にわたる有益な発言を行い、上記事実の実態説明および再発防止に注力しました。

⑤責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、社外取締役候補者は、いずれも社外取締役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。社外取締役候補者が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

⑥その他社外取締役候補者に関する事項

- ・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。
- ・社外取締役候補者は、役員報酬を除き、いずれも過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役伊藤隆彦氏、矢吹薫氏および藤田譲氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号
1 おがわ ひろまさ
小川 博正 (昭和24年2月21日生)

新任候補者

■ 略歴、当社における地位

昭和47年 4月 当社入社
平成15年 6月 当社執行役員、総務部長
平成16年 6月 当社監査役
平成22年 5月 社団法人日本電線工業会専務理事
(現 一般社団法人日本電線工業会)
現在に至る
同 年 6月 当社監査役退任

■ 所有する当社株式の数

普通株式 15,000株

候補者番号
2 いとう たかひこ
伊藤 隆彦 (昭和26年7月24日生)

■ 略歴、当社における地位

昭和49年 4月 当社入社
平成15年 6月 当社執行役員、人事部長
平成16年 6月 当社執行役員、人事総務部長
平成17年 6月 古河ライフサービス株式会社取締役社長
同 年 同月 古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート
株式会社取締役社長
同 年 同月 材工株式会社取締役社長
(現 古河電工エコテック株式会社)
平成18年 6月 古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート
株式会社取締役社長退任
同 年 同月 材工株式会社取締役社長退任

平成20年 6月 古河ライフサービス株式会社取締役社長退任
同 年 同月 当社監査役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

富士電機株式会社社外監査役、
富士古河E&C株式会社社外監査役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 4,000株

■ 略歴、当社における地位

昭和39年 4月	朝日生命保険相互会社入社
平成 4年 7月	同社取締役
平成 6年 4月	同社常務取締役
平成 8年 4月	同社取締役社長
平成16年 6月	当社社外監査役 現在に至る
平成20年 7月	朝日生命保険相互会社取締役会長
平成21年 7月	同社最高顧問 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

朝日生命保険相互会社最高顧問、公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長、富士急行株式会社社外取締役、日本ゼオン株式会社社外監査役、日本通運株式会社社外監査役、日本軽金属株式会社社外監査役

■ 所有する当社株式の数

0株

(注) 1. 小川博正氏は、現在一般社団法人日本電線工業会の専務理事ですが、本年5月21日をもって専務理事を退任し、また、同日付で当社常勤顧問に就任します。

2. 社外監査役候補者に関する事項

①藤田讓氏は、社外監査役候補者です。

②社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

- ・藤田讓氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

同氏は、直近事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)において、当該年度中に開催された取締役会20回のうち16回および監査役会7回すべてに出席し、金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見から、取締役会においては、主に組織運営やリスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、またリスクを把握し、コンプライアンス体制整備のための措置を求め、監査役会においては、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンス上の問題点に対する質疑・確認・提言を行う等、当社における適正な監査に寄与してきました。当社と同氏が最高顧問を務める朝日生命保険相互会社との間には下記【事実の概要】に記載の関係がありますが、上述の豊富な経験・知見に基づくものに加え、機関投資家としての観点からも、当社グループの経営の適法性や効率性に関する適切なご意見を期待でき当社の監査機能を確保するうえで適正であることから、引き続き社外監査役に選任をお願いするものです。

事実の概要：当社を借入先とする融資等の取引、当社発行済株式の3.75%（退職給付信託として信託設定した株式を含む）を朝日生命保険相互会社が保有、当社が同社の基金総額の2.4%に相当する金額を拠出

③社外監査役候補者が当社の社外監査役としての最終の任期中に当社において不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

- ・当社は、平成20年8月に、当社グループ内の自主総点検により銅・銅合金の板・完成品の一部に関しJIS規格と異なる試験により品質性能値を算出していたことが判明し、JISマーク認証の取消処分を受けました(平成21年4月に認証再取得)。また、当社は、平成21年3月に架橋高発泡ポリエチレンシート製品に関して、平成22年5月に光ファイバケーブル製品に関して、独占禁止法に違反したとして公正取引委員会より排除措置命令等を受けました。加えて、平成23年度におきましては、「第190期事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、自動車用ワイヤーハーネス製品に係る競合他社とのカルテルの件など、一連の処分や調査を受けております。

藤田譲氏は、上記の事実の判明時までこれらの行為を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。これら事実の判明後においては、当該事実および対応方針が報告、審議された当社取締役会等において事実の解明やコンプライアンス意識の徹底を求め、またグループ全体でのコンプライアンス体制整備について提言を行いました。

④過去5年間における他の株式会社の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

- ・藤田譲氏は、平成4年7月から平成21年6月までの間、朝日生命保険相互会社の取締役に就任しておりましたが、同社は、金融庁から平成19年2月1日付「保険金等の支払状況に係る実態把握について」の命令を受け、過去5年間（平成13年度から17年度まで）に支払った保険金・給付金についての再点検により、平成19年4月、その一部に支払金額が不足していた事案等があることが判明しました。なお、同年9月末をもって保険金等の追加的な支払に関する状況調査を終了しています。同氏は、日頃から法令遵守を経営の最大課題のひとつとして位置付け、これを推進するとともに、企業文化としての定着化を図っておりました。上記事実の判明後は、当該事実を厳粛に受け止め、保険金等支払に関するあらゆる面の整備・強化について、経営の喫緊の重要課題として取り組みました。

同氏は、平成12年6月から平成23年6月までの間、横浜ゴム株式会社の社外監査役に就任しておりましたが、同社は、平成20年2月に「マリノホースの販売をめぐるカルテル」の件に関し、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除勧告を受けました。同氏は、問題の判明まで独占禁止法に違反する事実があったことを認識しておりませんでした。日頃から同社の監査役会等において法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起するとともに、上記事実の判明後は、同社の監査役会においてコンプライアンス委員会の活動状況を確認するなど、再発防止に向けて法令遵守の必要性について提言を行い、その職責を果たしております。

同氏は、平成13年6月に日本ゼオン株式会社の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、欧州のNBR取引における競争法違反に関し、平成20年1月に欧州委員会から制裁金賦課の処分を受けました。同氏は、日頃から企業経営者を経験した豊富な知見等に基づき、積極的な発言を行うとともに、当該事実判明後の同社取締役会および監査役会において、事実関係の調査・対応および再発防止策について積極的に意見を述べるなど、その職責を果たしております。

同氏は、平成16年6月に日本通運株式会社の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、燃油サーチャージについて協議したことに関し、平成21年3月に公正取引委員会から排除措置命令等を受けました。同氏は、日頃から同社取締役会等においてコンプライアンス体制の構築等につき意見を述べるとともに、当該事実の判明後は、再発防止に向けた行動指針等の見直しなどについて提言を行うなど、その職責を果たしております。

⑤責任限定契約の締結内容の概要

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、藤田譲氏は、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。社外監査役候補者が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

⑥その他社外監査役候補者に関する事項

- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。
- ・役員報酬を除き、過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

I. インターネットによる議決権の行使について

1. 行使に際してご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合、次の事項をご了承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定するインターネットウェブサイト（議決権行使サイト、下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによるのみ可能です。また、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。総会毎に、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 議決権行使書用紙とインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合、最後の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法について

- (1) インターネットウェブサイト（議決権行使サイト、<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしてください。ただし、午前3～5時はアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに、議案の賛否の登録を行ってください。

3. ご利用環境について

- (1) パソコン：Windows機種（携帯電話、PDAおよびゲーム機には対応しておりません）
- (2) ブラウザ：Microsoft Internet Explorer5.5以上
- (3) インターネット環境：プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- (4) 画面解像度：1024×768ピクセル以上をご推奨いたします。

4. セキュリティについて

本インターネットによる議決権行使におきましては、情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しております。

なお、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものですので、他人に絶対知られないようご注意ください。また、当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

II. (機関投資家向け) 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

【お問い合わせ先】

1. インターネットによる議決権行使に関する専用お問い合わせ先（パソコンの操作方法等）
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524**（フリーダイヤル）（受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後9時）
2. 上記1以外の株式事務に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 **0120-288-324**（フリーダイヤル）（受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時）

株主総会会場略図

会場

東京都港区芝公園三丁目3番1号

東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール 電話 (03) 3432-1111



交通

JR	山手線・京浜東北線	浜松町駅（北口）から徒歩約10分
	都営地下鉄三田線	御成門駅（A1出口）から徒歩約1分
都営地下鉄	都営地下鉄浅草線	大門駅（A6出口）から徒歩約7分
	都営地下鉄大江戸線	

▶ お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。